

は、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

第三章 区域計画の認定等

(区域方針)

第六条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題
- 二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する事項

内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において單に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

(平成十一年法律第八十九号) 第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものを行う。(以下同じ。)

二 関係地方公共団体の長

内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

三 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。)

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関する密接な関係を有する者

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行っため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

6 国家戦略特別区域会議において協議が調つた事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済

（区域計画の認定）

活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国家戦略特別区域の名称
- 二 第六条第二項第一号の目標を達成するため、に国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項
- 三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容
- 四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項
- 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。

第二項第六号に掲げる事項には、第二条第二項第一号又は第二号に掲げる事業の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号。以下この項及び第二十七条の六において「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この項にお

いて同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項において同じ。)に関する事項を定めることができる。この場合においては、当該事項として、当該補助金等交付財産及び当該補助金等交付財産の活用をする者並びに当該事業における当該補助金等交付財産の利用の方法を定めるものとする。

区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員(以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。)の全員の合意により作成するものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

9 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。)を行ふに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることがある。

10 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項又は第六項に規定する事項について、これらとの事項に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならぬ。)の場合においては、区域計画に定められた特定事業に関する事項又は第六項に規定する事項について、これらとの事項に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならぬ。)の場合は、当該関係行政機関の長は、当該特定事業(第二条第一項第一号に掲げるものに限る。)が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十二条の二から第二十五条の六までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第三十六条の規定による政令若し

11 くは内閣府令・主務省令で又は第二十七条の規定による政府令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

内閣総理大臣は、認定をしたときは、遲滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の

変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）

をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

² 受けたければなりたい 前条第三項から第十一項までの規定は、前項

の認定区域計画の変更について準用する。

（構造改革特別区域法の特定事業）

区域における産業の国際競争力の強化又は国際

的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と

記めるときは 因域言画は 次は掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施し又はその

実施を促進しようとする構造改革特別区画整備第二条第二項に規定する特定事業の内容、寒

第二条第二項に規定する特定事業の内容
施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業との構造改革特

別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三 第一號に規定する特定事業を実施し又はそ

の実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業区域」といふ。）の範囲

いて「特定事業実施区域」といふ)の範囲前項各号に掲げる事項を記載した区域計画に

ついて第八条第一項の規定による認定の申請が

あつた場合における同条の規定の適用については、同条第十項中「定められ」とある

は「同条第一項中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条第一項

第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業」とい

て「特定事業等」ということ、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、第二

条第一項第一号に掲げるものに限る」とあるの

は「第二条第二項第一号及び第三号に規定する事業を除く」、「第二十二条の二」の第二十五

事業を除く」と「第十二条の二から第二十五条の六まで」とあるのは「第十二条の二から第

二十五条の六まで及び構造改革特別区域法第四

「特別区域基本方針」（構造改革特別区域法第三条）とあるのは「で、構造改革」とあるのは「で又は」章」と、

特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条）

第五条の規定に基づく市町村に係る関係地方公共団体										
第一項		第二項		第三項		第四項		第五項		
団体	方當該地	のが共地方そ体公	共團體	地方公	市町村	～	第二十	二項	第一条第十一号までの規定	
体	議に係る関係地方公共団体	当該国家戦略特別区域会議が、 係る関係地方公共団体	国家戦略特別区域会議に 係る関係地方公共団体	国家戦略特別区域会議が、 係る関係地方公共団体	国家戦略特別区域会議（平成二十五年法律第七百七号） 第七条第一項に規定する 国家戦略特別区域会議を いう。）に係る関係地方公 共団体である市町村（	（国家戦略特別区域法（平成二十二年法律第一百一 号）第五条第一項の規定 に基づく政令で定める市 を除く。以下この条及び 別表第十二号において同 じ。）の区域	国家戦略特別区域会議に 係る関係地方公共団体で ある市町村（地域保健法 （昭和二十二年法律第一百一 号）第五条第一項の規定 に基づく政令で定める市 を除く。以下この条及び 別表第十二号において同 じ。）	市町村	の区域	第五条の規定に基づく市 町村に係る関係地方公共 団体

九項の認定と、第八条第八項の認定を受けた区域計画を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）を同法第二条第三項の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）とみなして、同法第八条第二項及び第十八条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。（この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八条第二項」とする。）
第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第八項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十八条の規定を適用する。
第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に關し必要な讀替えは、政令で定める。（認定の取消し）

第六十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要とする意見を申し出しができる。

第六十二条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その認定区域計画の進捗状況に関する評価

結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四章 認定区

第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条の二（公証人法の特例）

第二項第二号に規定する特定事業として、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十八条第一項に規定する役場以外の場所（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第一百五十五条の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた次項の場所において、当該定款の認証を行ふことができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公証人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。

（学校教育法等の特例）

第十二条の三 国家戦略特別区城会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区城内において、都道府県又は地方自治法第二百五十五条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国语教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「私立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般

財団法人又は特定非営利活動促進法(平成二十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。)に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるとところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。

一 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 その役員のうちに、第十二項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して一年を経過しない者がある者

第一項の条例には、次に掲げる事項を定める

二 一 指定の手続

二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関するものとする。

三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)における生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の处分に関する手続及び基準

四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲

五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する必要な事項

六 指定は、期間を定めて行うものとする。
都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

七 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

百二号 律三 年二 法第 教國 十昭 三法 務負 第二 年二 和法 庫育 義教				号四 第十 七百 律四 第十 七百 法和 免育 法十 昭許 教職	
号二 第条 二第	二の 条四十 第	号一 第一項 二第 及項 一第 条一 十第	号二 第項 一第 条十 第	項一 第一	
校育等 、るに も。限の 学教中	教員 當該	、等法 學は人 校	学校 私立 又は	学校 公立	
に及学る 「び校特 定次等定 公立國 立國際 教單號 に規定す るものに 限り、國 家戰略 特別區域 法（平成 二十五年 法律第百 七號）第 十二條に 規定する 指定期 定公立國 際教育學 校等の管 理を行 う特定公 立國際教 育學校等 の教員に ついて、 學校法人等 はこれら の教員		國家戰 略特別區 域法第 十二條の 第三項に 規定する 指定期 定公立國 際教育學 校等的管 理是其 法人は う特定公 立國際教 育學校等 の教員に ついて、 學校法人等 はこれら の教員	、特定 公立國際 教育學 校等又は 私立學校 、公立學 校（國家 戰略特 別區域法 （平成二 十五年法律 第百七號） 第十二條 の三第三 項第三號 に規定す る特定 公立國際 教育學 校等（以 下単に 「特定 公立國際 教育學 校等」と いふ。）を 除く。次 号において 同じ。）	公立學校 （國家戰 略特別區 域法（平 成二十五 年法律第 百七號） 第十二條 の三第三 項第三號 に規定す る特定 公立國際 教育學 校等（以 下単に 「特定 公立國際 教育學 校等」と いふ。）を 除く。次 号において 同じ。）	管理の業 務に係るも のについての

三百法十(昭興教育へ 号)四律九和育き 第十一年二法振地	項一第二の条五第	条三第	教員給与の経費等に要するものに該当するもの(特定公立国際教育学校等に該当するもの)を除く。)
下(以)	費経費等に要するものに該当するもの(特定公立国際教育学校等に該当するもの)を除く。)	教員給与の経費等に要するものに該当するもの(特定公立国際教育学校等に該当するもの)を除く。)	教員給与の経費等に要するものに該当するもの(特定公立国際教育学校等に該当するもの)を除く。)

	号百法十(昭和三十六年六月三日)の員及び編の諸務公關法關標定教制學立及第第三律す準數職級校育義	号四律二和律す償災の薬び科學校立第十第三年三月に害公劑學医立三百法十昭法關補務校及齒、學立	十七号)第十三年三月に百法十昭法關特例職立
第十	項一 第一条第六第	条二 第	
教義 育務	程期の学教中び校育務び校中 へ課前前校育等に並学教義及学	学校規 定	
等に該当するものを 義務教育諸学校 定公立国際教育 学校(特	期課程(く。 く。以下同じ。) く。前を除く。	中学校(国家戦略特 別区域法(平成二十 五年法律第百七号) 定公立国际教育学校 第三号に規定する特 別区域法(平成二十 五年法律第百七号) 第十二条の三第三項 等(以下この項及び 第十五条において単 位に「特定公立国际教 育学校等」という。) に該当するものを除 く。以下同じ。)及び 義務教育学校並びに 中等教育学校(特定 公立国际教育学校等 に該当するもの)を除 く。	規定する学校(国家 戦略特別区域法(平 成二十五年法律第百 七号)第十二条の三 第三項第三号に規定 する特定公立国际教 育学校等を除く。)

戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応じるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児について、その保育（同条第七項第一号に規定する保育をいう。以下この項において同じ。）を目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域を定めるものとする。

第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数（同法第十九条第三号）」とあるのは「利用定員の総数（同法第十九条第三号）（国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第二号及び第三号」と、「必要利用定員総数（同法第十九条第三号）とあるのは「必要利用定員総数（同法第十九条第三号（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同条第二号及び第三号）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十二 第	項 二 第 条 九 十 二 第	項 一
満 三 歳 未 満 保 育	当 該 满 保 育 に と す る。	當 該 滂 保 育 に と す る。
型 保 育	要 し た 費 用	當 該 特 定 地 域 型 保 育
満 三 歳 未 满 保 育 認 定 地 域	當 該 滂 保 育 認 定 子 ど も	當 該 滂 保 育 認 定 子 ど も

違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

正当な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関（第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

次の場合には、その違反行為をした者（第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、國家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの）に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させることもに該当施設の使用方法に関する外国语を用いた案内その他の別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させることもに該当施設の使用方法に関する外国语を用いた案内その他の外団人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第八項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第十三項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。

第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。

特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

四 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

一 心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者として厚生労働省令で定めた者として厚生労働省令で定めた者として厚生労働省令で定めた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

（旅館業法の特例）

第五条 旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。

第六条 認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第七条 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

第八条 認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求め、又はその職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十一条 第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条 都道府県知事は、認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業を該当要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条 都道府県知事は、次の場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に科する。

第十四条 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十五条 第十二項の規定による命令に違反したと認められるときは、特定認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（医療法の特例）

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の罰金刑を科する。

（以下この条において「認定事業者」という。）が行う当該特定認定を受けた事業（以下この条において「認定事業」という。）については、は、旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。

三 認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、特定認定を取り消されたとき。

四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。

五 認定事業者が第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

六 認定事業者が第六項又は第八項の規定に違反したとき。

七 認定事業者が第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

八 認定事業者が前項又はこの項の規定による命令に違反したとき。

九 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

十 前項の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に處する。

十一 第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十二 都道府県知事は、認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業を該当要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

十三 都道府県知事は、次の場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に科する。

十四 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき。

十五 第十二項の規定による命令に違反したときは、特定認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（以下この条において「認定事業者」という。）の内閣総理大臣認定を受けたとき。

十六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の罰金刑を科する。

（医療法の特例）

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について

て、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十七号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行ふことができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床の病床数を定めるものとする。

第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の六第一項ただし書の認可の申請があつた場合には、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるとときは、当該認可をするものとする。

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することにより、國家戦略特別区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第二

号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。) 内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。) を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第四十九条第二項の承認があつたものとみなす。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業(建築基準法第五十二条第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)をいう。次項及び第五項において同じ。)は、当該区域計画に定められた次項第二号の数値以下でなければならない。

前項の区域計画には第八条第一項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業（建築基準法第五十二条第一項の

二 一 その敷地内に当該区域計画に定められた次
項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ
つ、その敷地面積が当該区域計画に定められ
た同項第五号の規模以上であること。

二 一 その全部を住宅の用途に供する建築物の容
積率の最高限度の数値

三 一 その一部を住宅の用途に供する建築物の容
積率の最高限度の数値の算出方法

四 二 その全部を住宅の用途に供する建築物の容
積率の最高限度の数値

五 三 前項各号に掲げる事項は、交通上、安全上、
防火上及び衛生上支障がないよう定めなければ
ならない。

四 一 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第三
項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住
居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準
工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘
導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商
業地域内に定めなければならない。

五 二 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容
積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満
であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分
の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に
応じたものとなるよう定めなければならない。

六 三 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦
略住宅整備事業を定めようとするときは、あら
かじめ、当該国家戦略住宅整備事業に関する事
項について、当該区域計画に定めようとする第
二項第一号の区域を管轄する都道府県の都道府
県都市計画審議会（当該区域が市町村都市計
画審議会が置かれている市町村（建築基準法第
一条第一項又は第二項の規定により建築主事を置
いた市町村に限る。）の区域内にある場合にあ
つては、当該市町村都市計画審議会）に付議
し、その議を経なければならぬ。

第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条
第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦
略特別区域地区計画等建築物整備事業（建築
基準法第六十八条の二第五項の規定により同条
第一項の規定に基づく条例で同法第四十八条第
一項から第七項までの規定による制限を緩和す
ることにより、国家戦略特別区域内の地区計
画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計

2 築基準法第六十八条の一第十五項の承認があつたもののみなす。

前項の区域計画には、第八条第一項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業を実施する区域及び国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項

画等をいい、同法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画を除く。次項において同じ。)の区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいい。以下この条及び別表の四の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村に対する建築基準法第六十八条の二第五項の承認があつるものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業を実施する区域及び国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第六十八条の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第七項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(道路運送法の特例)

自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を「道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償観光旅客運送とみなして、同法の規定を適用する。」の場合において、同法第七十九条の四第一項及び第七十九条の七第二項中「各号」とあるのは「各号（第五号を除く。）」と、同項中「及び第七十九条の四」とあるのは「及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第十六条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される第七十九条の四」と、「第七十九条の四第一項」とあるのは「同法第十六条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される第七十九条の四第一項」と、「第五号又は第六号」とあるのは「第六号」と、同法第七十九条の十二第一項第四号中「その行う自家用有償観光旅客等運送事業（同法第十六条の二の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を除く。）と、同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（同法第十六条の二の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を除く。以下この号において同じ。）の認定があつたとき又は同法第十一条第一項の規定により認定区域計画（同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を定めるものとする。以下この号において同じ。）を定めなすこととするものに限る。」の認定が取消された」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

する者及び当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域に関連するものとして国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、当該自家用有償観光旅客等運送に関する相互の連携について、協議を行わなければならない。

5 前項の協議は、持続可能な地域公共交通網の形成並びに輸送の安全及び旅客の利便を図る観点から行われなければならない。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例)

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業（国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができることの同法第二条第一項第一号の国有林野（以下「国有林野」という。）の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある国有林野についての同法第七条第一項第五号の規定の適用については、同号中「五ヘクタール」とあるのは、「十ヘクタール」とする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国有林野活用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家战略特別区域家事支援外国人受入事業（国家战略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに從事する活動をいう。（以下この項において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人（年齢、性別、職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。（以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項において同じ。）を行ふ外国人（年齢、性別、職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）））

る事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。) を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動(特定機関との雇用契約に基づいて、國家戦略特別区域内に限つて行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。)を行うものとして、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書(入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。)を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針(以下この条において単に「指針」という。)を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならぬ。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

るものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において「同じ。」を行う外国人（農業に関する知識経験の他の事項について農業支援活動に従事するため必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じてることその他農業支援活動を行う外国人の受け入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合は、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定農業支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針を作成するものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行ったとき）を定めた区域計画について同じ。）、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする事業をいう。（別表の四の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合は、創業外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国」の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十六条の六第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業（外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより、我が国生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光客に対するこれら商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする

区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする

外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生産文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光客に対するこれら商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国」の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十六条の七第一項に規定する海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準」とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象定めるもの」とする。）の内容を定めるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業を定めようとするときは、あらかじめ、対象海外需要開拓支援等活動として定めようとする活動の内容が入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動に該当していることについて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（道路法の特例）

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号又は第四号から第七号までに規定する特定事業として、農地等効率的利用促進事業（農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により適用する同法第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地）（同法第四十三条第一項の規定により適用する同法第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地））の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることが可能であることを確認するため、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）を定めたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての同法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」といふ。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がないかつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資する認め、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかるわらず、当該区域において特例分担事務を行ふものとする。

二条第一項第一号又は第四号から第七号までに規定する特定事業として、農地等効率的利用促進事業（農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により適用する同法第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地）（同法第四十三条第一項の規定により適用する同法第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地））の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることが可能であることを確認するため、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）を定めたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての同法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」といふ。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がないかつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資する認め、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかるわらず、当該区域において特例分担事務を行ふものとする。

法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交渉環境の維持及び向上を図る」とする。
第十八条 削除
（農地法等の特例）

3 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業を定めようとするときは、あらかじめ、対象農地等についての権利の取得の促進に資する認め、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかるわらず、当該区域において特例分担事務を行ふものとする。

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用について、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十七条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同

遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

4 第一項の規定により特別分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

5 第一項の規定により市町村長が特別分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）」第十九条第一項の規定により同項に規定する特別分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあっては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第二項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材である、国行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第一条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続い創業者

（当該区域計画に定められた次項の創業者に限り、）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十二条第一号に規定する懲戒免職等处分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和十二年法律第二百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれを有する場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定による处分を除く。第三項において「特定退職」という。）をして、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者とし、農業委員会）とあるのは、「うち国家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

7 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあっては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（国家公務員退職手当法の特例）

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において単に「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかるわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となるた基础在職期間を含むものとする。

4 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となるた基础在職期間を含むものとする。

5 前各項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

6 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条第二項による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

7 第二項に規定する退職手当管理機関（次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これららの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分が行われたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

9 第二項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

（土地地区画整理法の特例）

第十二条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第二項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材である、国行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止めることによる退職手当の額の計算の基礎となるた基础在職期間を含むものとする。この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消るものとする。

10 再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）が行われたときは、当該認定の日において、それぞれ該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる

及び第十一項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十二号）附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額に相当する額を合計した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

4 前各項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

6 第二項に規定する退職手当管理機関（次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分が行われたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

7 第二項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

9 第二項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

10 第二項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）が行われたときは、当該認定の日において、それぞれ該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる

ついて権利を有する者は、当該事業計画等につ

(工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例)

土地区画整理法第九条第五項に規定する個人施行者（第三項において単に「個人施行者」とい

土地区画整理法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあつては、当該承認又は当該同意が得られている土地区画整理事業

整区土地理画可の第一条第理画地第四法整区土地理画

第三 同じて 独立都市は又供給は地区第三は規地地業事業ののは第三地区は供給又は独立都市にて同じ

構入毛王法三叉り理すに。す	い
土地十一施行が画か定に一条が行區画が行	

区画整理規程及び定められ、同法の三第三条による意見交換が行われて、整理事業議は、区域を定めよと定められた。

法第七 一項の 事業計 ており 第七十 項の規 の聴取 る土地	区域計画に つける 地区画整 理区域とし て定められ る区域に定 められた事 業計画を組 成する議論
------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

の項の認可は、第一七法整区土地画理第十条一二の一の項の認可である。

権利を有することができる。このことから、審議会の意見があることであると想定される。そこで、本件は、国家戦略特別措置法による区域計画に基づく区域の整理事業である。このことは、区域計画に基づく区域の整理事業であると想定される。

有する者
る場合に、
算し、
り算し、
る。ただ、
項に規定
いて定め
い。区域会
があるた
は、
戦略土地
画に定め
遅滞なく
工地区画整
第二条第一
轄する部
意見を聴
その意
認めると
区域会議
うとす
出があつ
の意見書
おいて同
うとする
を加える
を採択す
を意見書
の意見書

は、当該議会は、前場合においては、二週間で区画整理する都市域会議に提出された事業の実現に資する者（当該者）が、申請書に係る款及び事項に該当しない場合は、当該申請は、當該申請の提出後二週間以内に、申請者が申請書に記載した住所に送付されなければ、申請は無効となる。この場合に、申請者が申請書に記載した住所に送付されなければ、申請は無効となる。

等につ
る日ま
う。以
ては、
市計画
提出す
間満了
るより
該意見
施主体
構等で
いて、
区(土
行地区
県都市
ひい。
定によ
、その
採扱す
に係る
して区
地区画
画整理
定めた
計画等
その意
めると
知しな

（工場等の地域）
第二項 第二十二条 例）
戦略特別区
び国際
行われ
法律第
業等を
む者が
新增設
この条
を定め
定を申
定の日
増設促
定めら
新增設
おいて
造業等
のそれ
する事
の規定
一項の
引事業
は同法
第一条
された場
含む。
代えて
頂けた

家戦略等新曾産業開拓の基盤として、事業場等の新規開拓を促進するため、事業場等の新規開拓の実施区域に規定して、事業場又は事業場等の新規開拓の実施主体に規定して、条例を実施する。この規定を「新規開拓の実施区域」(以下「区域」といふ)といふ。区域には、(一)区域の認定を実施する。(二)区域の認定を実施する。(三)区域の認定を実施する。

強化に問題ない。別区域会社の特定事業の促進事業の実施区域の既存準則の内規制を定める。第八条第三項においては、この準則マサニエラの成長発展により、その戦略特別区域として当該区域の環境に対する影響を考慮する。区域の内規制を定めることとする。

第八条 国家戦略強化化るために四年の間、その製造を営む。業場の以下。(以下)。

規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合には、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区城法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところ

て準用する場合を含む。) を除く。) その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

一項第三号に掲げる事業計画が定められていて、そのものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。)を定めた区域計画について、中間総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めることにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項

大清史稿

国家戦略特別区域総面積率等の算例を定めた
市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国家戦略特別
区域緑地面積率等条例の適用を受けないことと
なった区域において当該事由の発生前に当該国
家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受け
ては、当該事由の発生により当該国家戦略特別
区域緑地面積率等条例の適用を受けないことと
なった区域において当該事由の発生前に当該国
家戦略特別区域緑地面積率等条例の適用を受け

ころにより、その旨を公告し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を、当該区域計画に当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

拠点の形成を図るために行われる都市計画法第
四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十
九条第一項各号に掲げるものを除く。）に関する
事業をいう。以下この条及び別表の十の項に
おいて同じ。）を定めた区域計畫について、内
閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

2 から第四項までの認可又は承認があつたもののみなす。

た工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

4 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、国家戦略特別区域会議に、意見書を提出することができる。

ときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

3 施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略

業として国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。)の認定

5
国家戦略特別区画会議は、区画計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により

め、当該国家戦略開発事業の内容について、当該国家戦略開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

略都市計画施設整備事業（都市計画法第五十一条第六項の規定による意見の聴取を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画

前項の規定により経過措置を定める条例が施行された場合は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用について、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合には、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第四項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一　國家戦略都市計画建築物等整備事業（国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会

3 ない。
　　国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならぬい。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦

による事業を行ふ者（当該国家戦略特別区域の構成員であるものを除く。）の意見を聴なければならない。

（都市再開発法の特例）

(都市計画法の特例)

二　國家戦略都市計画建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）当該国家戦略都市計画建築物等

略開発事業（都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する

発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第二十八号）による市街地再開発事業をいう。以

二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業（都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

（この間）、当該町村が区域計画審議会を設置する場合は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項までの規定を同法第二十一条第二項において準用する）の規定を適用する。

公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）に協議しなければならない。

この項において同じ。)であつて、同表の中間に掲げるものをいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。)を定めた区域計画にて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、そぞれ該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

個人施行者 （第三項において単に「個人施行者」という）	法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られている市街地再開発事業
都市再開発法第十一條第一項の規定により設立された市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」といいう。）	都市再開発法第十一項の定款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四条第一項の同意が得られており、かつ、同法第十二条第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三条の規定による参加の機会の付与を要する場合にあっては、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業
都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（第三項第二号において単に「再開発会社」といいう。）	都市再開発法第五十条の二第二項の規準及び事業計画が定められていないとともに、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六第一項において読み替えて準用する同法第七条の十の同意を要する場合にあっては、当該同意を得られており、かつては、当該会員が実施主体として当該区域計画に定めようとする市街地再開発事業
地方公共団体（都市再開発法第二条第一項の規定により市街地再開発事業を行つては、当該同様の二項に規定する手続が行われており、かつ、同法第五十三条第四項において読み替えて準用する同法第七条の十二の規定による協議を要す場合にあっては、当	都市再開発法第十一条第一項の規定により市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」といいう。）と都市再開発法第十五条第一項の認可

2	国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区城担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として市街地再開発組合を定めようとする場合にあっては、都市再開発法第十一條第一項及び同条第二項に定めようとする市街地）において読み替えて準用する同法第十六条の二の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られており、かつては、当該会員が実施主体として当該区域計画に定めようとする市街地再開発事業
3	国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業（個人施行者又は地方公共団体を実施主体とするものを除く。）を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次条各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規準又は施行規程（以下この条において「事業計画等」といいう。）を二週間公衆の総覽に供しなければならない。
4	前項の規定により総覽に供された事業計画等に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとす
5	国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者（当該者が市街地再開発組合である場合には、都市再開発法第十二条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。）に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
6	前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十三条、第四十条、第四十二条第三項及び第四十二条第六項）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

7	（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例） 第二十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二条第六号に規定する臨床修練（次項第二号において単に「臨床修練」といいう。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下の規定により、当該協議が行われている市街地再開発事業
2	前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練（第三項において単に「臨床修練病院等」といいう。）となつたものとみなす。診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。
3	一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。 二 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。
4	次条各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所（第一号において単に「診療所」という。）は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。
5	第一項第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないととするものに限る。）の認定 当該認定の日

（中心市街地の活性化に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略中心市街地活性化事業（国家戦略特別区域において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地の活性化を促進する事業であつて、同法第九条第一項に規定する基本計画（以下この条において同じ。）を定めた区域計画について、「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものをいう。（以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村に対する中心市街地活性化基本計画についての同法第九条第十項の認定（同法第十一條第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（中心市街地活性化基本計画に定められているものに限る。）を定めるものとする。（都市再生特別措置法の特例）

第二十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項に規定する都市再生事業であつて、同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。）を定めた区域計画

について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対する同法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する國家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、都市再生特別措置法第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聽かなければならない。

（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例）

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転（自動車自動運転関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の遠隔操作又は自動操縦（無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）の実証のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであつて、次項第三号イからホまでのいずれかに掲げる行為を含むもの（同号オに掲げる行為を含むものについては、同号イからニまでのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。）を行う事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画

(当該認定を受けた技術実証区域計画(第九条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)に実証事業者(技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。)として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一 当該認定技術実証区域計画(国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。第十四条項及び第十六条項において同じ。)の内容

二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項の規定による技術基準(次項第三号イ及び第七項において「装置基準」という。)のうち第七項(第十四項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)の規定により指定されたもの。

三 第十項(第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の四第一項において同じ。)の規定により定められた条件

四 第十三項(第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の六第三項第一号において同じ。)の規定により定められた条件

五 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 実証事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術実証の目的及び方法

三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 特殊仕様自動車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車であつて、装置基準の一部に適合しないものをいう。以下の条及び次条において同じ。)を同法第二条第五項に規定する運行(次条第二項において単に「運行」という。)の用に供する行為(以下この条及び次条において「特殊仕様自動車運行」という。)次に掲げる事項

(1) 特殊仕様自動車運行を行う場所及び期間

(2) 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の車名及び型式並びに当該特殊

(3) 当該特殊仕様自動車の使用の本拠の位置
(4) 当該特殊仕様自動車が適合していない装置基準
(5) 当該特殊仕様自動車の装置又は特殊仕様自動車運行の方法であつて、(4)の装置基準に係る機能を代替するもの
ロ 一百五号) 第二条第一項第一号に規定する道路をいう。(第十項において同じ。)において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて同条第一項第九号に規定する自動車動(二) 及び次項において単に「自動車」という。)を走行させる行為のうち、同法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの(以下この条及び第二十五条の四第一項において「遠隔自動走行」という。)次に掲げる事項

ハ (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
(2) 遠隔自動走行に使用する自動車を特定するため必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事項
(3) 遠隔自動走行の方法(緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を含む。)に関する事項
(4) 遠隔操作を行う者に係る事項

二 航空法第二百三十二条の八十五第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為(当該飛行の方法及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項)

八 航空法第二百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為(当該飛行の方法及び該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項)

(2)	(i) (ii) (iii) (iv) (v)	係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ。)を開設し、これを運用する行為等無線局の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項
(3)	(i) (ii) (iii) (iv) (v)	(2)及び(3)に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項
(i)	当該行為を行う期間	当該行為を行った日
(ii)	通信の相手方及び通信事項	通信の相手方及び通信事項
(iii)	電波法第六条第一項第七号に規定する無線設備(以下この条及び第二十五条の六において単に「無線設備」という。)の設置場所(移動する実験等無線局においては、移動範囲。第二十五条の六第二項第一号において同じ。)	電波法第六条第一項第七号に規定する無線設備(以下この条及び第二十五条の六において単に「無線設備」という。)の設置場所(移動する実験等無線局においては、移動範囲。第二十五条の六第二項第一号において同じ。)
(iv)	使用する電波法第二条第一号に規定する電波((2)-(i)-(i))及び第二十五条の六において単に「電波」という。)の型式並びに周波数及び空中線電力	使用する電波法第二条第一号に規定する電波((2)-(i)-(i))及び第二十五条の六において単に「電波」という。)の型式並びに周波数及び空中線電力
(v)	無線設備の工事設計	無線設備の工事設計
(vi)	運用開始の予定期日	運用開始の予定期日
(vii)	他の電波法第一条第五号に規定する無線局(以下この条において単に「無線局」という。)の同法第十四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二第六項の登録人((2)-(v)-(i))及び第十六条項において「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	他の電波法第一条第五号に規定する無線局(以下この条において単に「無線局」という。)の同法第十四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二第六項の登録人((2)-(v)-(i))及び第十六条項において「免許人等」という。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
(viii)	電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する最大運用数	電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する最大運用数
(ix)	当該行為を行う期間	当該行為を行った日
(x)	通信の相手方	通信の相手方
(xi)	使用する電波の型式並びに周波数及び空中線電力	使用する電波の型式並びに周波数及び空中線電力

(3)	(i) (ii) (iii) (iv) (v)	無線設備の工事設計
(i)	電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する運用開始の予定期日	電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する運用開始の予定期日
(ii)	他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
(iii)	当該無線局(電波法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)における実験等無線局 次に掲げる事項	当該無線局(電波法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)における実験等無線局 次に掲げる事項
(iv)	二 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他に生ずることなく技術実証を行うため遵守すべき事項	二 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他に生ずることなく技術実証を行うため遵守すべき事項
(v)	一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局(電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局(第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。)(次号から第十四号までにおいて「人工衛星局等」という。)に係る技術であって、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいふ。)に係る技術である。	一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局(電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局(第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。)(次号から第十四号までにおいて「人工衛星局等」という。)に係る技術であって、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいふ。)に係る技術である。
(vi)	二 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局又は当該無線局(同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)である実験等無線局 次に掲げる事項	二 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局又は当該無線局(同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)である実験等無線局 次に掲げる事項
(vii)	三 特殊仕様自動車等応用関係電波技術 特殊仕様自動車又は遠隔自動走行に使用する自動車を用いる事業活動に用いる無線局(人工衛	三 特殊仕様自動車等応用関係電波技術 特殊仕様自動車又は遠隔自動走行に使用する自動車を用いる事業活動に用いる無線局(人工衛

3	四	五	六	7	8
(3)	(i) (ii) (iii) (iv) (v)	無線設備の工事設計	星局等を除く。)に係る技術(第一号に規定する自動車自動運転関係電波技術を除く。)であつて、総務省令で定めるものをいう。	所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。	管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。
(i)	電波法第二十七条の三第一項第七号に規定する運用開始の予定期日	電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する最大運用数	所轄警察署長は、遠隔自動走行が現に交通の妨害となると認められるとき。	当該遠隔自動走行が現に公益上やむを得ないものであると認められるとき。	所轄警察署長は、遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
(ii)	他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	当該遠隔自動走行が次項の規定により定められた条件に従つて行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。	当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。	当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。
(iii)	当該無線局(電波法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)における実験等無線局 次に掲げる事項	二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長。(以下この条において「所轄警察署長」という。)	二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)	三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。	三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。
(iv)	二 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他に生ずることなく技術実証を行うため遵守すべき事項	二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)	二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)	二 当該遠隔自動走行が次項の規定により定められた条件に従つて行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。	二 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。
(v)	一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局(電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局(第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。)(次号から第十四号までにおいて「人工衛星局等」という。)に係る技術であつて、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいふ。)に係る技術である。	一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局(電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局(第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。)(次号から第十四号までにおいて「人工衛星局等」という。)に係る技術であつて、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいふ。)に係る技術である。	三 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為	三 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為	三 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為
(vi)	四	五	六	7	8
(i)	四 第二項第三号ホに掲げる行為 総務大臣	四 第二項第三号ホに掲げる行為 総務大臣	四 第二項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるとときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。	四 第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	四 第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。
(ii)	五 国家戦略特別区城会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるとときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。	五 国家戦略特別区城会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるとときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。	五 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	五 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	五 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。
(iii)	六 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	六 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	六 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	六 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。	六 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区城会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができるものとする。
(iv)	七 管轄地方運輸局長は、特殊仕様自動車運行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る技術実証区域計画に従つて特殊仕様自動車運行を行うならば保安上又は公害防止その他他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、同項の同意をするとともに、装置基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。	七 管轄地方運輸局長は、特殊仕様自動車運行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る技術実証区域計画に従つて特殊仕様自動車運行を行うならば保安上又は公害防止その他他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、同項の同意をするとともに、装置基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。	七 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。	七 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。	七 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。

9	10	11	12	13	14
一 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となると認められるとき。	一 所轄警察署長は、遠隔自動走行が現に公益上やむを得ないものであると認められるとき。	一 総務大臣は、第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	一 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	一 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	一 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。
二 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。	二 所轄警察署長は、遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。	二 総務大臣は、第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	二 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	二 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	二 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。
三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。	三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。	三 総務大臣は、第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	三 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	三 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。	三 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるとときは、同項の同意をするものとする。
四	五	六	七	八	九
四 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局(人工衛星局等を除く。)に係る技術(第二号に規定する無線局(人工衛星局)又は無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。)であつて、総務省令で定めるものをいう。	五 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局(人工衛星局等を除く。)に係る技術(第二号に規定する無線局(人工衛星局)又は無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。)であつて、総務省令で定めるものをいう。	六 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局(人工衛星局等を除く。)に係る技術(第二号に規定する無線局(人工衛星局)又は無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。)であつて、総務省令で定めるものをいう。	七 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。	八 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。	九 所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、第二項第三号本（一）に掲げる実験等無線局にあっては電波法第七条第一項第二号の規定、第二項第三号本（二）又は（三）に掲げる実験等無線局に係るものにあっては同法第二十七条の四第一号の規定に適合すること。

五 前三号に掲げるもののほか、第二項第三号本（一）に掲げる実験等無線局にあっては電波法第七条第一項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、第二項第三号本（二）又は（三）に掲げる実験等無線局にあっては同法第二十七条の四第三号の総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

六 総務大臣は、第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る第二項第三号本に掲げる行為について、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。

七 第四項から前項までの規定は、認定技術実証法第五百四条の三第一項の規定はこの条に規定する国土交通大臣の権限について、電波法第五百四条の三第一項の規定はこの条に規定する総務大臣の権限について、それぞれ準用する。

八 国家戦略特別区域会議は、第二項第三号本に掲げる行為に係る技術実証区域計画について認定を受けたときは、速やかに、関係する区域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長、関係する地方公団団体、関係する無線局の免許人等及び関係する電波法第五十六条第一項の規定により指定された受信設備を設置している者に対し、当該認定に係る認定技術実証区域計画の内容その他当該技術実証の適正な実施の確保のための連携に必要と認める事項を通知するものとする。

九 内閣総理大臣は、第十一条第一項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第十項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定に係る認定技術実証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

十 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき、又は第十一条第一項若しくは前項の規定による

規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該技術実証区域計画に係る第四項各号（第十四項において準用する場合を含む。）に定める者（第十五項において準用する道路交通法第百四十四条の三、航空法第百三十七条第一項及び第二項又は電波法第百四十四条の三（第一項の規定により当該者の権限を行う者を含む。）に通知しなければならない。

国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画について認定を受けたときは、当該認定に係る認定技術実証区域計画に係る第十二条の規定による評価に資するため、当該認定技術実証区域計画に係る技術実証に關し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

技術実証評価委員会は、前項に規定する技術実証の実施の状況について評価を行い、これに関し必要と認められる意見を国家戦略特別区域会議に述べるものとする。

第二十五条の三 認定技術実証区域計画に従つて行われる技術実証（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車についての道路運送車両法の規定の適用については、同法第四十一条第一項中「次に掲げる装置について、国土交通省令」とあるのは「次に掲げる装置についての国土交通省令」と、「技術基準」とあるのは「技術基準（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十五条の二第七項（同条第十四項において準用する場合を含む。第四十六条において同じ。）の規定により指定されているものを除く。）」と、同法第四十六条中「技術基準」とあるのは「技術基準（国家戦略特別区域法第二十五条の二第七項の規定により指定されているものを除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

管轄地方運輸局長は、前項に規定する特殊仕様自動車が運行の用に供されることにより保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の支障が生じていると認め、又はこれらが生ずるおそれがあると認めるに至ったときは、当該特殊仕様自動車に係る前条第七項の規定による指定を取り消すものとする。

において「運行者」という。)に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二十五条の四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う遠隔自動走行については、第二十五条の二第九項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同条第四項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の同意を道路交通法第七十七条第一項の規定による許可と、当該者を当該許可を受けた者と、当該認定技術実証区域計画に定められた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と第二十五条の二第十項の規定により定められた条件を同法第七十七条第三項の規定により当該許可に付された条件と、当該認定技術実証区域計画に係る第二十五条の二第一項の書面(同項第一号(遠隔自動走行に係る部分に限る。)及び第三号に係る部分に限る。)を当該許可に係る同法第七十八条第三項の許可証とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十七条第七項中「又は第五項の規定により当該許可が取り消されたとき」とあるのは、「第五項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十五条の二第一項第三号口に掲げる遠隔自動走行(以下この項において單に「遠隔自動走行」という。)に係る同条第一項に規定する認定技術実証区域計画について、同法第九条第一項の規定による変更(同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動走行に係る同法第二十五条の二第一項に規定する国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。)の認定があり、若しくは同法第十一一条第一項若しくは第二十五条の二第十七項の規定により認定が取り消されたとき」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う該行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があつたものとみなす。

第二十五条の二第二項第三号ニ掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う該行為について、航空法第百三十二条の八十五第五項第二号の承認があつたものとみなす。

第二十五条の六 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定（次項に規定するものを除く。）があつたときは、総務大臣（電波法第一百四条の三第一項の規定による委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）は、速やかに、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、同号ホ（1）に掲げる実験等無線局にあつては第一号から第四号までに掲げる事項を指定して同法第十二条の免許を、第二十五条の二第二項第三号ホ（2）に掲げる実験等無線局にあつては第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を、同項第三号ホ（3）に掲げる実験等無線局にあつては第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる事項を指定して同法第二十七条の五第一項の免許を与えなければならない。この場合においては、第二十五条の二第二項第三号ホ（1）に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第八条第一項の規定による指定と、同号ホ（2）又は（3）に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第二十七条の五第一項の規定による指定とみなして、同法の規定を適用する。

一 電波の型式及び周波数

二 電波法第六条第一項第六号に規定する運用許容時間（次項第二号において単に「識別信号」という。）

三 空中線電力

- 五 電波法第二十七条の五第一項第三号に規定する指定無線局数（次項第二号において単に「指定無線局数」という。）
- 六 電波法第二十七条の五第一項第四号に規定する運用開始の期限
- 七 無線設備の設置場所とすることができる区域
- 2 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定（第九条第一項の変更の認定であつて、実験等無線局（前項の規定により免許を受けたものに限る。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる変更に係るものに限る。）があつたときは、総務大臣は、速やかに、当該各号に定める処分をしなければならない。
- 3 通信の相手方若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更（第二十五条の二第二項第三号ホ（1）に掲げる実験等無線局にあつては、電波法第九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める軽微な事項に係るもの（除く。）の工事に係る変更
- 二 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力、運用許容時間、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることができる区域の変更
- 七条第一項又は第二十七条の八第一項の許可による指定の変更
- 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
- 一 第二十五条の二第三十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたと認めるとき。
- 二 電波法第七十一条第一項の規定により実験等無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更をしたとき。
- 三 電波法第七十二条第一項の規定により実験等無線局に対して電波の発射の停止を命じたとき。
- 四 電波法第七十六条第一項の規定により実験等無線局の運用の停止を命じ、又は実験等無線局に係る運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限したとき。
- 五 電波法第七十六条第四項、第五項又は第七項の規定により実験等無線局の免許を取り消したとき。
- 4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実験等無線局の免許を取り消すことができる。

- 第一 第九条第一項の規定による認定技術実証区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき。
- 二 第十一条第一項又は第二十五条の二第十七条第二項第二号に規定する特定事業として第三条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。
- （政令等で規定された規制の特例措置）
- 第二十六条** 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第二号に規定する特定事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。
- （地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）
- 第二十七条** 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第二号に規定する特定事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（関係地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表の十五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

- （課税の特例）
- 第二十七条の二** 認定区域計画に定められている規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるとこにより、規制の特例措置を適用する。
- 第一 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。）を実施する法人（当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- （第二十七条の四 認定区域計画に定められている特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これららの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。）を行う者に対し、これらの事業の用に供するため土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 第二 第二十七条の五 認定区域計画に定められている特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う株式会社（当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定め
- るところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- （財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）
- 第二十七条の六** 国家戦略特別区域会議が、第八条第六項に規定する事項を定めた区域計画について、内閣府令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- （第二十七条の二） 認定区域計画に定めする事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条及び附則第二条第五項において「国家戦略特別区域支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。
- 第二十八条** 政府は、認定区域計画に定められたものに必要な資金の貸付けを行なう銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「国家戦略特別区域支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。
- （第二十七条の五） 認定区域計画に定められたものは、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特別区域支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにならなければならぬ。
- 2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特別区域支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにならなければならぬ。
- 3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特別区域支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにならなければならぬ。
- 4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特別区域支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5	政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。）
6	利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給する年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。
7	内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
8	指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関する必要な事項は、内閣府令で定める。（国の機関等に対するデータの提供の求め）

3	第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。
4	第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係る求めをした実施主体に通知するものとする。
5	第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるとともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。
6	第四項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるとともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。
7	第四項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

8	第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係る求めをした実施主体に通知するものとする。
9	第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係る求めを受けた内閣総理大臣に通知するものとする。
10	第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該求めに係る求めを受けた実施主体に提供するとともに、当該求めをした実施主体に通知するとともに、その旨を当該求めを受けた内閣総理大臣に通知するものとする。
11	前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
12	第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認めるとときは、遅滞なく、当該要請に係る求めを受けた実施主体に提供するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
13	前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

14	第二十一条から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
15	国機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあつたときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのつて、積極的なデータの提供に努めるものとする。
16	（地方公共団体に対するデータの提供の求め）
17	第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該要請に係る求めを受けた実施主体に提供するとともに、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。
18	（新たな規制の特例措置の求め）
19	第二十一条の四 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下この条において同じ。）は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特例措置（法律により規定された規制についての法律の特例に関する措置又は政令等により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めた規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらとの措置併せて実施し又はその実施を促進する必要となる措置を含む。以下この条及び第三十条第一項第七号において同じ。）の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣

税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（昭和十五年法律第二百二十六号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行ふものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。（創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

第五条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るために、行政機関の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行ふ場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助）

第六条の三 国及び関係地方公共団体は、国

て新たに事業所を設置して新たに労働者を雇ふものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。（創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

第五条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、これらに類する高度な産業技術で作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であつて、会議の意見を聴いて作成するものをいう。」を踏まえて行うものを含むものでなければならない。

2 前項に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針（個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針をいう。）を踏まえて行うものを含むものでなければならぬ。

3 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により国が援助を行ふ場合について準用する。この場合において、これらの規定中「、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは、「及び関係行政機関の長」とあるのは、「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。（情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助）

第五条の三 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の人と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（革新的な医薬品等の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助）

第五条の六 国は、国家戦略特別区域において、革新的な医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この条において同じ。）及び革新的な医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。以下この条において同じ。）の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院をいう。以下この条において同じ。）において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは、「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術で、業活動に対する援助）

第五条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術で、業活動に対する援助）

第三十七条の四 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつ、空港又は港湾における出入国に際して必要な手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な策を講ずるものとする。

（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進）

第三十七条の五 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の人と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（革新的な医薬品等の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助）

第三十七条の六 国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助）

第三十七条の八 国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは、「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助）

第六条の三 国及び関係地方公共団体は、国

(構造改革特別区域において実施される事業と
の連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第一条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

構造改革特別区域において実施される事業について、特定事業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(主務省令)
第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令(告示を含む)、内閣府令(告示を含む)、デジタル庁令(告示を含む)又は省令(告示を含む)とする。ただし、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則と/orする。

規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令(告示を含む)、内閣府令(告示を含む)、デジタル庁令(告示を含む)又は省令(告示を含む)とする。ただし、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則と/orする。

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)
第四十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それが命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 抄

一 第三章、第四章及び第三十七条の規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

二 略

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第二百二号)の公布の日からいつれか遅い日

四 二略

五 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第二百二号)の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

六 附則第七条の規定 この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る)に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの(その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る)その他これに準ずる者についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通常契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(第三項において「特定措置」という)を講ずるものとする。

七 附則第七条の規定 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(訓令又は通達に関する措置)
第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域に関するものについては、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)
第四条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第二号 附則(平成二六年四月一八日法律第二一〇二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第二号 附則(平成二六年四月一八日法律第二一〇二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第二号 附則(平成二六年五月三十日法律第四二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第二号 附則(平成二六年六月四日法律第五一号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年五月三十日法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

二十一條及び第二十二条の規定 平成三十年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

四 附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

五 附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(経過措置の原則)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政の裁決、決定その他の不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第七条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政の裁決、決定その他の不服申立てであつてこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第八条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第九条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十一条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十二条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十三条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十四条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十五条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十六条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十七条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十八条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第十九条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第二十条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第二十一条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第二十二条 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの(前条の規定による改正後の法律の規定により審査請求された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求された場合を含む)により異議申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

<p>附 則 (平成二十九年五月一七日法律第二 九号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年六月二日法律第五〇 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)</p>	<p>附 則 (平成二九年六月二三日法律第七 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>附 則 (平成二九年六月二三日法律第七 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(政令への委任)</p>	<p>附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二 三号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二十六条 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十一条、第二十八条及び第三十条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>附 則 (平成三〇年六月一一日法律第三七 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年七月二十五日法律第七 九号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三〇年六月一四日法律第三七 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年六月一四日法律第三七 号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>附 則 (平成三〇年七月二十五日法律第七 九号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 第二条第一項に規定する公共施設等の運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したもののが効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関する規制の見直しその規定(平成三十一年四月一日)</p>	<p>附 則 (平成三〇年七月二十五日法律第七 九号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 第二条第一項に規定する公共施設等の運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したもののが効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関する規制の見直しその規定(平成三十一年四月一日)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対応してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の新法令の規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一一日法律第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 一から三まで 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定並びに附則第七条、第八条及び第十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一日法律第五八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定

二 公布の日

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第八条の規定並びに附則第三条及び第十五条の規定（令和五年四月一日から施行する。）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第二条中児童福祉法第十八条の二十の三の次に一条を加える改正規定並びに第九条中国

家戦略特別区域法第十二条の五第八項の改定（第四十八条の四第二項）を「第四十一条の四第三項」に改める部分を除く。）及び同条第十二項の改正規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置）

第十五条 第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項（第一号を除く。）の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号（第一号を除く。）に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指

定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してもその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

(施行期日)
附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄

附 則（令和五年四月二八日法律第一八号）抄

二から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
イからヨまで 略
タ 附則第三十六条の規定

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）

第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定

第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）

第七十八条第一項の規定による農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けた法人がこの法律の施行の日前に当該許可に基づき所有権を取得した農地等に係る旧国家戦略特別区域法第八十八条の規定による農地法の特例については、なお従前の例による。

（政令への委任）

前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 第二条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） 第二条 この法律は、令和六年六月七日法律第四五号）抄

（政令への委任） 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任） 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。